

福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一定の基準を満たすリサイクル製品の認定及び当該認定を受けたリサイクル製品の利用に関し必要な事項を定めることにより、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、県内のリサイクル産業の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「再生資源」とは、次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。

- (1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）
- (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

2 この要綱において「製造等」とは次に掲げる行為をいう。

- (1) リサイクル製品を製造する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (2) リサイクル製品を加工する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (3) 前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

3 この要綱において「リサイクル製品」とは、再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造等がなされる製品をいう。

4 この要綱において「認定リサイクル製品」とは、知事が、第7条第4項の規定により認定したリサイクル製品をいう。

(県の責務)

第3条 県は、認定リサイクル製品の県による利用の推進及び県民等に対する認定リサイクル製品の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(審査委員会)

第4条 認定の適否等について意見を聴くため、福岡県県産リサイクル製品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の構成、運営等については、別に定める。

(認定基準等)

第5条 知事は、認定の対象となる分類、大項目、品目名（以下「認定品目」という。）及び当該認定品目に適用される基準（以下「認定基準」という。）を定めて公表する。

(申請者)

第6条 認定を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) リサイクル製品の製造等を行うもの又は製造等を行うものの承諾を受けたもの

(2) 次のいずれにも該当しないもの

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下この号において同じ）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（認定の手續）

第7条 認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を必要に応じて添付しなければならない。

(1) 認定基準に適合することを証する書類

(2) 原材料等から製品を製造するまでの過程を明らかにする書類

(3) 申請者の要件に適合することを証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、認定に当たっては、あらかじめ、審査委員会の意見を聴くものとする。

4 知事は、認定の申請に係るリサイクル製品が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときに限り、認定することができる。

(1) リサイクル製品が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

ア 県内にある工場で製造又は加工されること。

イ 本社を県内に置く事業者により製造等されること。

ウ ア又はイにより製造等された製品を使用して製造等されること。

(2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場で製造又は加工がなされること。

(3) 認定基準に適合すること。

(4) 関係する法令を遵守して製造等がなされること。

(5) 認定の申請時において既に県内で販売され、又は申請から6月以内に県内で販売されることが確実であること。

5 知事は、認定したときは、申請者に対し様式第2号による認定証を交付するものとする。

6 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過する日以後における最初の3月31日までの期間とする。

7 知事は、第4項の規定により認定したときは、その旨を公表するものとする。

（認定の更新）

第8条 前条第4項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第6項の有効期間を経過した後も引き続き認定リサイクル製品の効力を存続させようとするときは、同条第1項の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、認定の更新について準用する。

- 3 認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。
- 4 第1項の更新の申請があった場合において、前条第6項又は前項の期間の満了日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

(表示等)

第9条 認定事業者は、認定リサイクル製品に知事が別に定める福岡県県産リサイクル製品認定マークを表示することができる。

- 2 認定事業者は、第7条第1項の申請書に記載した認定リサイクル製品に関する事項を公開することに努めるものとする。

(変更等の届出)

第10条 認定事業者（認定事業者の地位を承継した者を含む。）は、次のいずれかに該当する場合には様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類の記載事項を変更しようとするとき。
- (2) 当該認定リサイクル製品の製造等を中止したとき。
- (3) 当該認定リサイクル製品の製造等を廃止したとき。
- (4) 認定事業者について、相続、合併又は分割（当該認定に係る事業の全部を承継させる場合に限る。以下この号において同じ。）があった場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該認定事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該認定事業を承継した法人が、認定事業者の地位を承継したとき。

(認定事業者の義務)

第11条 認定事業者は、認定リサイクル製品について、第7条第4項第1号から第4号までに規定する要件に常に適合するよう事業活動を行わなければならない。

- 2 認定事業者は、認定リサイクル製品について、知事が別に定める品質の確認の検査等を定期的実施することによって製造等の管理を行わなければならない。
- 3 認定事業者は、前項の規定により実施した製造等の管理に係る事項その他知事が必要と認めるものを記録し、その関係書類とともに5年間保存しなければならない。
- 4 認定事業者は、価格、販売実績について、様式第4号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 5 認定事業者は、第2項に定める製造等の管理について、様式第5号による管理報告書を知事に提出しなければならない。
- 6 前2項の規定にかかわらず、認定事業者は、認定リサイクル製品について、欠陥が生じたときは、直ちに知事に報告し、欠陥の状況、講じようとする措置その他知事が必要と認める事項を届け出るとともに、当該認定リサイクル製品の使用者（購入者を含む。以下同じ。）に対してこれらの情報を提供しなければならない。
- 7 認定事業者は、認定リサイクル製品の使用等により生じた問題については、誠実にその

処理を行わなければならない。

- 8 認定事業者は、認定リサイクル製品の製造又は加工を行う工場で生活環境の保全上の支障が生じたときは、適切な措置を講じなければならない。
- 9 認定事業者は、認定リサイクル製品の使用者から第3項の記録の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

(認定の取消)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定リサイクル製品の品質、安全性等について重大な欠陥があるとき。
 - (2) 認定リサイクル製品が第7条第4項第1号から第4号までに規定する要件のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (3) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けていたことが判明したとき。
 - (4) 認定事業者が第6条各号に規定する要件に該当する者でなくなったとき。
 - (5) 認定事業者が第10条の規定に違反して変更等の届出をしなかったとき。
 - (6) 認定事業者が前条第2項の製造等の管理を怠ったとき。
 - (7) 認定事業者が前条第3項の記録又は保存を怠ったとき。
 - (8) 認定事業者が前条第4項の報告を知事の定める期限内に行わなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合には、認定事業者がその責めを負うものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(認定基準の変更等)

- 第13条 知事は、認定品目の追加若しくは削除又は認定基準の変更（以下「認定品目の追加等」という。）を行うに当たっては、あらかじめ、審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、軽微な変更等については、この限りではない。
- 2 知事は、認定品目の追加等を行った場合は、速やかに公表するものとする。
 - 3 認定品目の追加等により認定リサイクル製品が認定品目でなくなったとき又は認定基準に適合しなくなったときは、認定の有効期間にかかわらず、その効力は消滅する。
 - 4 知事は、前項の規定により認定リサイクル製品の認定の効力が消滅するときは、あらかじめ、該当する認定事業者に対してその旨を通知するものとする。
 - 5 知事は、第3項の規定により認定の効力が消滅したときは、その旨を公表するものとする。

(調査等)

- 第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者、認定事業者又は認定リサイクル製品の使用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。
- (1) 認定リサイクル製品について、製造等の方法その他知事が必要と認める事項に関する報告をし、資料を提出し、又は追加の試験の実施及び当該試験の結果の報告をすること。
 - (2) その職員に、認定リサイクル製品の製造又は加工を行う工場に立ち入らせ、認定リサイクル製品の製造等の状況その他知事が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類そ

の他の物件の調査及び関係者への質問（以下「調査等」という。）をさせること。

(3) 知事が検査を行うために必要と認めたときに、認定リサイクル製品又はその原材料等（再生資源を含むものに限る。）を提出すること。

2 知事は、前項第2号の規定による調査等に学識経験者等の同行を依頼し、その意見を聴くことができる。

3 第1項第2号の規定による調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

（公表）

第15条 この要綱に規定する公表は、福岡県ホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱の規定は、令和2年度から適用する。